

横浜市優良工事表彰要綱実施要領

制 定 平成 25 年 6 月 5 日 財公第 111 号（局長決裁）
最近改正 平成 28 年 1 月 19 日 財公第 540 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 横浜市優良工事表彰要綱（以下「要綱」という。）第 14 条により優良工事表彰に必要な事項について定めるものとする。

（選定区分）

第 2 条 各部会は、被表彰者の選定において、工事の種類等の違いを考慮して、工種や格付別（以下、工種等という）に選定を行うことができる。

（所在地による区分）

第 3 条 各部会は、被表彰者の選定において、所在地が市内である「市内業者」と、準市内若しくは市外業者からなる「市外等業者」を区分して選定する。

なお、共同企業体の所在地区分は、構成員に市内業者が含まれる場合は市内業者として扱い、それ以外は市外等業者として扱う。

（平均成績優良施工会社の選定）

第 4 条 要綱第 6 条第 2 号による「平均成績優良施工会社」の選定では、部門、工種、所在地区分等の区分ごとに、表彰審査の対象となる工事を複数件受注した請負人数の 5%（小数第 1 位四捨五入）を基本数とする。請負業者別の平均工事成績評定点（小数第 2 位切捨）の最上位から基本数の施工会社を表彰候補者とする。

なお、基本数が 1 に満たない場合は 1 とすることができる。

（成績優良施工会社の選定）

第 5 条 要綱第 6 条第 3 号による「成績優良施工会社」の選定では、部門、工種、所在地区分等ごとに、平均成績優良施工会社の基本数と同数を基本数とし、工事 1 件ずつの工事成績評定点の最上位から基本数の工事を選定し、その施工会社を表彰候補者とする。ただし、同点により選定される表彰候補者数が基本数を上回る場合には、工事成績評定点の算出過程における少数第一位（小数第二位切り捨て）までの値を用いて選定することとする。

（現場代理人の選定）

第 6 条 要綱第 6 条第 4 号による被表彰者数は、部門、工種、所在地等の区分ごとに、表彰審査の対

象となる工事数の2%(小数第1位四捨五入)を基本数とし、工事成績評定点の最上位から基本数の工事における現場代理人を表彰候補者とする。ただし、同点により選定される表彰候補者数が基本数を上回る場合には、工事成績評定点の算出過程における少数第一位(小数第二位切り捨て)までの値を用いて選定することとする。

(共同企業体の取扱)

第7条 共同企業体による工事(以下「JV工事」という。)の取扱は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 平均成績優良施工会社の選定においては、JV工事の工事成績評定点をそれぞれの構成員の成績として取り扱うこととする。
- (2) 成績優良施工会社の選定において、JV工事が選定された場合には、その構成員すべてを表彰対象者とする。
- (3) 現場責任者表彰の選定において、JV工事が選定された場合には、現場代理人に加え、現場代理人を選定しない構成員ごとに1名の監理技術者または国家資格を有する主任技術者を表彰対象者とする。
- (4) 推薦による現場責任者表彰の選定において、JV工事を表彰する場合には、現場代理人および、現場代理人を選定しない構成員ごとに1名の監理技術者または国家資格を有する主任技術者を選定することができる。

(工事完成検査結果通知書における項目別評価)

第8条 第6条第4号の規定に基づく現場責任者表彰の表彰候補者は、表彰審査の対象となる工事に係る工事完成検査結果通知書(横浜市請負工事検査事務取扱要綱第6号様式)において「1 施工体制」、「2 施工状況」の項目別評価が別表1で定める項目別評価基準以上であるものとする。

ただし、工事完成検査結果通知書の「2 施工状況」のうち「IV対外関係」で、評価対象項目数が2以下だったものは、対象とした評価項目が全て満たされた場合に限り当該項目別評価基準を満足するものとする。

(表彰候補者数が基本数を超過する場合の取扱い)

第9条 第4条、第5条、第6条の規定に基づく表彰候補者の選定にあたり、表彰候補者となる最低の評定点を当該選定区分の表彰基準点とし、表彰基準点が最上位点である場合は表彰基準点の者をすべて表彰候補者とする。表彰基準点が最上位点でない場合は以下の者を表彰候補者とする。

- (1) 超過数(表彰候補者数と基本数の差)が基本数を超えない場合は、表彰基準点以上の者を表彰候補者とする。
- (2) 超過数(表彰候補者数と基本数の差)が基本数を超える場合は、表彰基準点より上の者を表彰候補者とする。

(所在地区区分による基本数を1に切上げる場合の選定条件)

第10条 市外の基本数が1に満たず、1にする場合は、同じ区分の市内の表彰基準点を下回らないことを表彰候補者の選定条件とする。

(推薦による施工会社表彰の選定)

第11条 要綱第9条第2号の請負人の選定にあたっては、次の各号の一に該当するものから選定する。

なお、表彰者数は、第4条及で算出した基本数の部門ごとの合計の10%以内を原則とする。ただし、1に満たない場合は、1とすることができる。

- (1) 困難な条件を克服して、請負人としての努力により、優れた成績をもって工事を完成したものの
- (2) 特に重要性の高い施設について、請負人の持つ高度な技術により、優れた成績をもって工事完成したもの
- (3) VE提案等コスト縮減の工夫や新技術・新工法の採用等について請負人として積極的に取り組んだもの
- (4) その他、表彰にふさわしいもの

(推薦による現場責任者表彰の選定)

第12条 要綱第9条第2号の現場代理人の選定にあたっては、次の各号の一に該当するものから選定する。

なお、表彰者数は、第6条で算出した基本数の部門ごとの合計の10%以内を原則とする。ただし、1に満たない場合は、1とすることができる。

- (1) 困難な条件を克服して、従事する現場代理人の的確な施工管理により、優れた成績をもって工事を完成したもの
- (2) 適正な監理のもとで工期を短縮し、当該施設の利用効果を著しく促進したもの
- (3) 適正な施工管理等により、工事の品質・できばえ等が特に優れているもの
- (4) 特に重要性の高い施設について、従事する現場代理人の高度な技術により、優れた成績をもって工事を完成したもの
- (5) VE提案等コスト縮減の工夫や新技術・新工法の採用等、現場代理人が積極的に取り組んだもの
- (6) その他、表彰にふさわしいもの

(氏名公表の意思確認)

第13条 表彰候補者となった現場代理人の氏名の公表については受賞者の意思を確認するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、平成 25 年 6 月 5 日から施行する。

(横浜市優良工事表彰要綱実施細目の廃止)

- 2 横浜市優良工事要綱実施細目（平成 19 年 3 月 29 日制定）は、実施要領の施行をもって廃止する。

(横浜市優良工事表彰被表彰者数算出等基準の廃止)

- 3 横浜市優良工事表彰被表彰者数算出等基準（平成 19 年 3 月 29 日制定）は、実施要領の施行をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この実施要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この実施要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 現場責任者表彰における成績評定の項目別評価基準

評価項目	細別	項目別評価基準
1 施工体制	I 施工体制一般	3.01
	II 配置技術者	3.03
2 施工状況	I 施工管理	10.01
	II 工程管理	7.81
	III 安全対策	8.13
	IV 対外関係	2.71